

大崎町広報紙広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発行する「広報おおさき」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載要件)

第2条 広報紙に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業法に規定する施設及び業種に関するもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を内容とするもの
- (5) 個人又は団体等の意見広告を内容とするもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 広告の主体及び責任の所在が不明確なもの
- (8) その他掲載する広告として、町長が適当でないと認めるもの

(広告の規格等)

第3条 掲載する広告の規格は、1広告につき1枠（縦50ミリメートル・横87ミリメートル）又は2枠（縦50ミリメートル・横174ミリメートル）の2色刷りとする。

2 1広報紙に掲載する広告の枠数は20枠以内とし、当該広報紙の発行前に町長が決定するものとする。

3 広告を掲載するページ及び位置は、町長が決定するものとする。

(広告の掲載回数)

第4条 広告の掲載回数は、1広告につき1広報紙への掲載を1回とし、連続する掲載回数は12回を限度とする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1回当たり1枠を5,000円とし、2枠を10,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、広報おおさき広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、掲載を希望する広報紙の発行日の1月前までに、町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込みがあったときは、申込期限後、速やかに広告掲載の可否を決定し、広報おおさき広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の申込枠数が第3条第2項に規定する1広報紙の掲載枠数を超えたときは、申込順により決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条の規定による広告掲載可の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を町長が発行する納入通知書により、町長が指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 前条の規定により納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により当該広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の責任等)

第10条 掲載した広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載する広告の原稿及び版下について、その作成にかかる経費をすべて負担するものとし、町長が指定する方法により作成し、町長が指定する期日までに、町長が指定する方法で提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定により通知した広告掲載可の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条又は前条第2項の規定に違反したとき
- (2) 広報紙の編集上、支障があると町長が認めるとき
- (3) その他広告掲載に関し、支障があると町長が認めるとき

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広報おおさき広告掲載取消通知書（別記第3号様式）により、広告主に対し通知しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。